6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshihiko Tsukuda, The Obligating Executive Director (for Finance and Budget), Tohoku University, National University Corporation
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Building for Tohoku University
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 3 : 00 P.M. 5, February, 2014
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 14, March, 2014 (tenders brought along : 3 : 00 P.M. 14, March, 2014 or tenders submitted by mail : 3 : 00 P.M. 14, March, 2014)
⑹　Contact point for tender documentation : Accounts of institution section, Campus-Planning Division, Facilities Department, the University of Tohoku, 2―1―1 Katahira, Aoba-ku, Sendai-shi 980―8577 Japan, TEL 022―217―4946

## 入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 26 年 1 月 16 日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　菅原　秀夫
◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13
1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　（改）小松川ＪＣＴ陸側下部工事
⑶　工事場所　東京都江戸川区西小松川町～東小松川二丁目
⑷　工事内容　小松川ＪＣＴ陸側における下記の施工及び５）～８）の実施設計
１）基礎工（橋脚・橋台）　23基
２）橋脚工　21基
３）橋台工　２基
４）擁壁工　約70m
５）ＲＣ橋脚横梁補強　２基
６）附属街路付替工　約800m
７）親水公園整備工　１式
８）附帯工　１式
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成30年３月10日
⑹　その他
①　本工事は、競争参加資格確認申請及び技術提案書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と、技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）を実施し、競争参加資格が確認された者のうちから、競争入札により、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する技術提案交渉方式の試行対象工事である。
②　技術提案は、工事目的物（構造種別、主要部材の形状寸法等）の変更を伴わない範囲とする。
③　本件は、平成25年10月30日に公告したものであるが、今回追加募集を行うものである。
2　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。
⑵　首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上である単体又は1,200点以上である代表者と1,150点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上である単体又は1,200点以上である代表者と1,150点以上である構成員で構成された２者の共同企業体であること。
⑶　平成15年度以降に、以下に掲げるすべての工事完工実績(元請けに限る。)を有すること。ただし、同一工事ですべての工事完工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。
単体又は共同企業体の各構成員
・市街地（ＤＩＤ相当）における道路構造物の場所打ち杭（杭長30m以上及びリバース工法）の施工
・市街地（ＤＩＤ相当）における道路構造物のＰＨＣ杭の施工
※ＤＩＤとは、人口密度4,000人／㎢以上で5,000人以上が集まっている地域である。(以下同じ)
⑷　現場代理人、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者、設計管理技術者及び設計照査技術者を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は、平成26年７月１日（火）を予定している。
①　主任技術者及び監理技術者は、以下のア～ウのいずれかの要件とエを満たすこと。
ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）
イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（建設部門）」という。）
ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
エ　平成15年度以降に単体又は共同企業体（元請に限る。）の専任の主任技術者、専任の監理技術者又は現場代理人として、以下に掲げる要件を満たす工事を完工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
・市街地（ＤＩＤ相当）における道路構造物の場所打ち杭の施工
現場施工の従事が確認できない場合は、要件を満たさないものとする。
②　監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　設計管理技術者及び設計照査技術者（以下「設計技術者」という。）は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。
ア　技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とした者に限る。））の資格を有する者
イ　ＲＣＣＭ（専門技術部門が「鋼構造及びコンクリート」部門）の資格を有する者
ウ　ア、イ、ウと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
⑸　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）(詳細は「入札説明書」に記載)。
⑹　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者ではないこと。
⑺　共同企業体を構成する場合においては、以下に掲げる事項をすべて満たしていること。
①　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
②　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。